

【全体的な見直しについて】

- ・ プログラムの構成を見直し、取組の柱3「保育園等・幼稚園・学校及び地域における支援の充実」の「(3) 地域」と柱4「就労支援の充実」を統合し、(新)柱の4「地域生活支援及び就労支援の充実」としました。
- ・ 各柱についての説明文が、プログラム本文の2ページ目と第2章の該当ページにそれぞれ記載されていますが、文章が異なることから、統一を図りました。
- ・ 「強度行動障害」については、現段階の案として、柱5「相談支援の充実」（※柱4に再掲）及び柱6「発達障害についての理解の促進と差別解消等に向けた取組の推進」において言及する案としています。なお、上位計画である次期「広島市障害者計画（2024-2029）」の協議において、強度行動障害についての検討が続いているため、当該検討状況を踏まえ、本プログラム案も修正していく可能性があります。
- ・ 文言についての精査は、上位計画である「広島市地域共生社会実現計画」や「広島市障害者計画」等を踏まえ、随時行っていく予定です。今回の資料では、発達障害児を含む発達障害のある方全体を指す場合は「発達障害者」、発達障害児のみを指す場合は「発達障害児」としています。
- ・ 担当課については、メインの担当課のみの記載としました。
- ・ 重複すると考えられる事業・取組については、整理・統合しました。また、事業・取組が2つ以上の目的に資すると考えられるものについては再掲することとし、メイン以外の項目について「（再掲）」としました。
- ・ 以下の各表の左側が現行、右側が骨子案となります。変更箇所は赤字下線部分となります。また、点線囲い部分は補足説明等です（プログラム本文には掲載しません）。

第1章 プログラムの概要

1 策定の趣旨

医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が連携を図り、共通の視点に立って、発達障害者への支援を総合的、計画的に進めていくために策定する。

2 プログラムの性格

「広島市障害者計画（2018-2023）」に掲げる発達障害者支援に関する施策を実現していくための具体的な事業・取組を定める。

3 計画期間

平成30年度から平成35年度(令和5年度)までの6年間とする。

4 基本方針

(1) 発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実

発達障害のある子どもを早期に発見し、その子どもの状況に応じた適切な支援を速やかに行うための体制の充実を図ります。

(2) 乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた適切な支援を行うとともに、その支援がライフステージを通じて途切れることがないように取り組みます。

(3) 共生社会の実現に向けた取組の推進

全ての発達障害者が社会参加の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生できるよう取り組みます。



第1章 プログラムの概要

1 策定の趣旨

医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関がそれぞれの役割を認識しながら連携を図り、共通の視点に立って、発達障害者への支援を総合的、計画的に進めていくために策定します。

2 プログラムの性格

「広島市障害者計画（2024-2029）」に掲げる発達障害者支援に関する施策を実現していくための具体的な事業・取組を定めます。

3 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

4 基本方針

(1) 発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実

発達障害のある子どもを早期に発見し、その子どもの状況に応じた適切な支援を速やかに行うための体制の充実を図ります。

(2) 乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた適切な支援を行うとともに、その支援がライフステージを通じて途切れることがないように取り組みます。

(3) 共生社会の実現に向けた取組の推進

全ての発達障害者が社会参加の機会を確保され、住み慣れた地域社会において安心して持続的に生活できるよう取り組みます。

【基本方針について】

- ・ 基本方針は、本市における発達障害者支援に関する事業・取組を展開する際の土台となる考えです。
- ・ 現行の基本方針については、次期計画においても重要性に変わりはないと考えるため、基本的に継続したいと考えています。
- ・ 策定の趣旨・基本方針の(3)の説明文については、上位計画である「広島市地域共生社会実現計画」や「広島市障害者計画」での言及内容や検討状況等を踏まえ、文言を修正しました。

5 取組の柱	
(1) 早期発見のための取組・体制の充実	発達障害を早期に発見するため、乳幼児健診の充実を図るとともに、発達障害の可能性のある子どもを持つ保護者の気づきを促すための体制の充実に取り組めます。
(2) 療育・訓練体制の充実	発達障害を早期に診断し、速やかに専門的な発達支援を行うとともに、その家族への支援を充実させるため、こども療育センターの機能強化と地域における療育の充実に向けた支援に取り組めます。
(3) 保育園等・幼稚園・学校及び地域における支援の充実	発達障害者及びその家族が円滑に社会生活を送るため、保育園等・幼稚園・学校において、こども療育センター等専門機関との連携や研修の実施等を行うことにより支援の専門性を向上させるとともに、地域において、生活支援、余暇活動の充実等に取り組めます。
(4) 就労支援の充実	発達障害者の就職や職場定着を促進するため、関係機関との連携強化を図るとともに、障害の特性等に応じた適切な職場実習などの支援の充実に取り組めます。
(5) 相談支援の充実	発達障害者及びその家族に対して適切な助言や情報提供を行うため、相談支援事業所の周知や研修を通じた相談員等の質の向上を図ることなどにより、相談支援体制を充実させるとともに、関係機関が連携して連続性のある支援が行えるような仕組みづくりに取り組めます。
(6) 発達障害についての理解の促進と社会的障壁の除去の推進	発達障害について市民、企業等の理解を促進するため、講演会の開催等普及啓発の充実に取り組むとともに、社会的障壁の除去に向けた取組を推進します。



5 取組の柱	
(1) 早期発見、早期療育のための取組・体制の充実	発達障害を早期に発見し、早期に療育を行うため、乳幼児健診等の充実を図り、発達障害の可能性のある子どもを持つ保護者の気づきを促すための取組を行うとともに、こども療育センター等の医療機関への受診に至るまでの支援を行います。
(2) 療育・支援体制の充実	発達障害を早期に診断し、速やかに専門的な発達支援を行うとともに、その家族への支援を充実させるため、こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門性の向上等による療育の充実を図るとともに、地域における療育の充実に向けた支援にも取り組めます。
(3) 保育園等・幼稚園・学校における支援の充実	発達障害児が学校生活や卒業後の社会生活を円滑に送ることができるよう、保育園等・幼稚園・学校において、こども療育センター等専門機関との連携や研修の実施等を行うことにより、支援の専門性を向上させるとともに、支援体制の充実に取り組めます。
(4) 地域生活支援及び就労支援の充実	発達障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、関係機関との連携強化の下、障害の特性に応じた生活環境整備のほか発達障害者やその家族への生活支援の充実とともに、就労に向けた支援に取り組めます。
(5) 相談支援の充実	発達障害者及びその家族に対して、適切な助言や情報提供等を行う相談の場を充実させるとともに、安心して自立した地域生活を送るために関係機関が連携して連続性のある支援を行います。
(6) 発達障害についての理解の促進と差別解消等に向けた取組の推進	発達障害の特性、発達障害者及びその家族が抱える困難さ、発達障害者との関わり方等発達障害について市民の理解を促進するための講演会等を開催するとともに、差別解消等に向けた取組を行います。

※取組の柱の変更等については、第2章において説明します。

第1回連絡調整会議でいただいたプログラム全体に対する御意見

- ・ 強度行動障害を有する児・者に対し、教育・福祉・医療も含めたチームとしてのケアができる体制を取っていくことが必要ではないかと思う。
- ・ 成人して手に負えない「強度行動障害」の状態にある方が一定数いることの把握と支援体制の構築に、他県の支援等も参考にしながら取り組んでもらいたい。
- ・ 現場の実感として、強度行動障害を有する方への支援は大変で、支援体制の整備についてもこれからは必要だと感じている。
- ・ 強度行動障害について、医療側においても少しでも適応が上手くいくよう取り組むこと、また、医療従事者に対しても歴史的な流れや効果的な治療法、どこに問題があるのか等について広く共有し、考えていく必要があるのではないかとと思う。
- ・ プログラムにおいて差別解消の取組は発信できているのか。（家庭内で不適切な処遇を受けていないか調査しているか。差別解消の取組を「学校や職場」に向けて行っているか。）
- ・ 発達障害者が家庭内で不適切な処遇を受けていないか調査しているか。
- ・ 学校とうまく連携できない保護者への支援がどのようになっているのか教えてほしい。
- ・ 体制や人員に限りがある中、どこまでニーズに応じて増やしていくのか整理する必要があるのではないか。この後も増やす方針か（優先順位を整理して）まとめていくのか方針の整理が必要ではないか。
- ・ 限られた資源の中で、医療も教育現場も限界に来ている状況である。方向性を決めて次期プログラムを策定することが大事と考える。
- ・ プログラムについて整理統合すればもっと簡素化できる部分があるのではないか。一方で、人命に関わるもの（虐待や差別解消法の合理的配慮、防災に関する事項）など取り組んでいかななくてはならない事項もあるのではないか。
- ・ 医療と福祉の法律（の整理の仕方）の違いを理解しておく必要がある。

6 取組の柱と事業体系

(資料3参照)

7 推進方策

(1) 市民、企業等との協働

地域、ボランティア団体、企業等の多様な主体が発達障害者支援の重要性を認識し、自主的・積極的に取り組めるよう環境整備を行うとともに、地域、ボランティア団体、企業等と本市が協働して支援に取り組みます。

(2) 関係機関との連携

発達障害者への支援は、医療・保健・福祉・教育・労働など様々な分野にわたっていることから、関係機関と連携を図りながら、支援の総合的な推進に取り組みます。推進に当たっては、関係団体等におけるノウハウの活用を図ります。

(3) 発達障害者支援センターの機能強化

発達障害者支援センターは、発達障害者支援の中核的な役割を担う機関としてより専門性を高めていくとともに、積極的に医療・福祉・教育等との連携を図り、保育園等・幼稚園・学校及び地域への支援を充実させていく必要があります。

そのため、子どもの医療・訓練・相談等の専門機関であるこども療育センターと連携して、発達障害児の支援に関わるスタッフの充実を図る等により、発達障害者支援センターの機能強化に取り組みます。

発達障害者支援センターの役割

○相談支援

相談内容に応じた適切な指導又は助言、情報提供、関係機関への紹介等を行う。

○発達支援

心理検査等を用いた評価とそれに基づく家庭生活での支援計画の作成等を行う。

○就労支援

就労に向けての相談や必要な情報の提供、就労支援機関への紹介等を行う。

〔在宅支援〕

在宅の発達障害者及びその家族

○関係機関等に対する普及啓発及び研修

発達障害の特性や対応方法等について、関係機関等の職員を対象に普及啓発や研修を実施する。

○関係機関等との連携

発達障害者支援連絡調整会議や個別支援のための調整会議等に参加し、関係機関等とのネットワークの形成を図るとともに、必要に応じて相互に助言や協力を行う。

保育園等、幼稚園、学校等における発達障害児への支援については、こども療育センターと連携して実施する。

〔関係機関等支援〕

保育園等、幼稚園、学校、福祉施設等

(※) 発達障害者支援センターは、平成17(2005)年10月にこども療育センター内に開設した。

6 取組の柱と事業体系

(資料3参照)

7 事業・取組の推進に当たっての方向性

(1) 市民、地域団体、市民活動団体、企業等との協働

市民、民生委員・児童委員等の地域団体、ボランティア団体、企業等の多様な主体が発達障害者支援の重要性を認識し、主体的・積極的に取り組めるよう環境整備を行うとともに、地域団体、ボランティア団体、企業等と本市が協働して支援に取り組みます。

(2) 関係機関等との連携

発達障害者への支援は、医療・保健・福祉・教育・労働など様々な分野にわたっていることから、関係機関等と連携を図りながら、支援の総合的な推進に取り組みます。推進に当たっては、関係団体等におけるノウハウの活用を図ります。

(3) 発達障害者支援センターの機能強化

発達障害者支援センターは、発達障害者支援の中核的な役割を担う機関としてより専門性を高めていくとともに、地域の医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との役割を明確にし、これら関係機関と連携することにより、支援を一層充実させていく必要があります。

そのため、地域の各関係機関との連携や困難ケースへの対応を行う発達障害者地域支援マネジャーの発達障害者支援センターへの配置を進め、地域支援機能を強化します。

発達障害者支援センターの役割

○ 相談支援

発達障害に関する相談に応じ、適切な指導又は助言、関係機関への紹介等情報提供を行う。

○ 発達支援

家庭での発達障害者の発達に関する指導又は助言、並びに情報提供を行う。

○ 就労支援

就労に向けての相談や必要な情報の提供、就労支援機関への紹介等労働関係機関との連携を図る。

○ 関係機関等に対する普及啓発及び研修

発達障害の特性や対応方法等について、関係機関等の職員を対象に普及啓発や研修を実施する。

○ 関係機関等との連携

発達障害者の支援に係る関係機関の会議や個別支援のための調整会議等に参加し、関係機関等とのネットワーク形成を図るとともに、必要に応じて相互に助言や協力を行う。

保育園等、幼稚園、学校等における発達障害児への支援については、必要に応じてこども療育センターや児童発達支援センターに協力する。

第2章 具体的な事業展開

1 早期発見のための取組・体制の充実

(現行の P. 2)

発達障害を早期に発見するため、乳幼児健診の充実を図るとともに、発達障害の可能性のある子どもを持つ保護者の気づきを促すための体制の充実に取り組みます。

(現行の P. 5)

乳幼児健診等の充実を図り、発達障害の可能性のある子どもを持つ保護者の気づきを促すための取組を行うとともに、こども療育センター等の医療機関への受診に至るまでの支援を行う。

第2章 具体的な事業・取組

1 早期発見、早期療育のための取組・体制の充実

発達障害を早期に発見し、早期に療育を行うため、乳幼児健診等の充実を図り、発達障害の可能性のある子どもを持つ保護者の気づきを促すための取組を行うとともに、こども療育センター等の医療機関への受診に至るまでの支援を行います。

【こども・家庭支援課（母子保健係）・こども・家庭支援課（障害児支援係）】

現状と課題

- ・ 発達障害を早期に発見し、発達支援へ円滑に移行するために、引き続き発達障害に関する保護者の気づきを促進するための取組が必要である。
- ・ 1歳6か月児健診後に発達について経過観察となる子どもは受診者全体の1割程度いるため、こういった親子への支援の場が必要である。
- ・ 子どもの成長や発達に不安を抱える保護者が相談できる窓口の周知が必要である。
- ・ 乳幼児健診は発達障害早期発見の最初の機会となることから、医師、保健師、心理療法士及び保育士等の乳幼児健診従事者が早期発見等に必要な知識や技術を習得することができる研修が必要である。
- ・ 集団生活の中で、就学前の4・5歳児の時期に子どもの発達に不安を抱える保護者が相談できる場が必要である。

第1回連絡調整会議でいただいた御意見

- ・ (1歳6か月健診で経過観察となった親子への支援について) 親自身の心のケアや悩みを相談できる場所(「親子教室」等への参加を勧めるなど)の提供をお願いしたい。

事業・取組	概要	担当
① 保護者への普及啓発	乳幼児健診で配付する子どもの成長・発達や、生活習慣、健康づくりなどに関する啓発用パンフレットに、発達障害についての情報を掲載し、保護者の気づきを促進するとともに、周囲の理解を深める。	こども・家庭支援課
② 要観察児及び保護者への支援	<p>● 1歳6か月児健診の受診者のうち、発達障害と思われる支援が必要な親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気づきを促すための親子教室を開催する。</p> <p>● 乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。</p>	こども・家庭支援課、保育指導課、こども療育センター
③ 乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施	乳幼児健診等に従事する保健師、保育士等を対象に、援助技術の習得等実践的な研修を行うとともに、小児科医等を対象に、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施する。	こども・家庭支援課、こども療育センター
④ 5歳児を対象とした支援	就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、5歳児を対象に、心理相談員による個別相談を実施する。	こども・家庭支援課

事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
① 保護者への普及啓発	乳幼児健診で配付する子どもの成長・発達や、生活習慣、健康づくりなどに関する啓発用パンフレットに、発達障害についての情報を掲載し、保護者の気づきを促進するとともに、周囲の理解を深める。	こども・家庭支援課 <u>(母子保健係)</u>
② 要観察児及び保護者への支援	<p>A 1歳6か月児健診の受診者のうち、発達障害と思われる支援が必要な親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気づきを促すための親子教室を開催する。</p> <p>B 乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。<u>(再掲)</u> ※ メインの掲載項目は1-⑤-A</p>	こども・家庭支援課 <u>(母子保健係)</u> 、保育指導課、こども療育センター
③ 乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施	乳幼児健診等に従事する保健師、保育士等を対象に、援助技術の習得等実践的な研修を行うとともに、小児科医等を対象に、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施する。	こども・家庭支援課 <u>(母子保健係)</u> 、こども療育センター
④ 5歳児を対象とした支援	就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、5歳児を対象に、心理相談員による個別相談を実施する。	こども・家庭支援課 <u>(母子保健係)</u>

事業・取組	概要	担当
⑤ 発達障害診療医療機関の周知	<p>●早期発見、早期療育につなげるため、発達障害の診療を行う医療機関について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載する。</p> <p>●また、各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。</p>	こども・家庭支援課



事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
⑤ 発達障害に関する診療機関等の周知	<p><u>A</u> 乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。</p> <p><u>B</u> 早期発見、早期療育につなげるため、発達障害の診療を行う医療機関等について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するとともに、チラシ等により各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。</p> <p>上記1-⑤-Bに統合</p>	<p>こども・家庭支援課（母子保健係）</p> <p>こども・家庭支援課（障害児支援係）</p>

2 療育・訓練体制の充実

(現行の P. 2)

発達障害を早期に診断し、速やかに専門的な発達支援を行うとともに、その家族への支援を充実させるため、こども療育センターの機能強化と地域における療育の充実に向けた支援に取り組みます。

(現行の P. 5)

こども療育センターの医師等専門スタッフ及び外来療育教室の充実を図るとともに、地域における療育の充実に向けた支援や発達障害者の家族への支援を行う。

2 療育・支援体制の充実

発達障害を早期に診断し、速やかに専門的な発達支援を行うとともに、その家族への支援を充実させるため、こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門性の向上等による療育の充実を図るとともに、地域における療育の充実に向けた支援にも取り組みます。

【こども・家庭支援課（障害児支援係）・こども療育センター・保育指導課】

現状と課題

- ・ 中核施設としてこども療育センターの役割は重要であるが、増え続ける発達障害の疑いのある子どもの診断や診断後フォロー、療育等を一手に担うのは限度がある。このため、こども療育センターにおける療育等の充実とともに、引き続き今後も、より身近な地域の関係施設・事業所等における療育等の充実を図る必要がある。
- ・ 診断後の保護者、兄弟姉妹等の家族に対する支援や家庭生活の場面における支援の方法に関する取組の充実が求められている。
- ・ 発達障害の専門医が不足している背景などから、診断までの待機期間の早期の解消は難しく、診断までの期間における支援についても引き続き検討する必要がある。

第1回連絡調整会議でいただいた御意見

- ・ 発達障害児の診療体制・療育の充実を図るためのスタッフ増員など人材確保の目途はあるのか。
- ・ (個々の発達障害の特性に配慮した切れ目のない支援体制整備の一環として) 親自身の心のケアや悩みを相談できる場所(「親子教室」等への参加を勧めるなど)の提供をお願いしたい。

事業・取組	概要	担当
① こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門研修の実施	<p>●こども療育センターの受診を希望する乳幼児に対し、速やかに診断を行い、診断後の適切なフォローが行えるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実を図る。</p> <p>●こども療育センターにおいて発達障害児支援の中核となる保育士等を育成するため、発達障害の評価から支援までの、より専門的・実践的な研修を実施する。</p>	こども・家庭支援課、こども療育センター
② こども療育センターの外来療育教室の充実	こども療育センターの外来療育教室等において、教室における支援内容の改善や、言語聴覚士、作業療法士等がタブレット型コンピュータを活用する等により発達障害児療育を充実させる。	こども・家庭支援課、こども療育センター
③ こども療育センターの発達障害児の受入体制の整備	発達障害児に対して障害特性に応じた専門性を持った療育を実施するため、こども療育センター内の児童発達支援センターにおける発達障害児の受入体制を整備する。	こども・家庭支援課、こども療育センター

事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
① こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門性の向上等による療育の充実	<p>A こども療育センターの受診を希望する乳幼児に対し、速やかに診断を行い、診断後の適切なフォローが行えるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実を図る。</p> <p>B こども療育センターにおいて発達障害児支援の中核となる保育士等の職員の専門性を高める研修や療育プログラムの充実等により、個々の子どもの障害の特性に応じた適切な支援を行える療育を実施する。</p> <p>(参考) 取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外来療育教室の充実 ・ センター職員や事業所等職員を対象としたタブレット型PCを使った療育方法を学ぶ研修やセンターで実施している CARE プログラムのワークショップの実施 等 ・ 保護者と子どもの双方を対象とした療育プログラム、親子相互交流療法(PCIT)、遊びを中心とする早期療育(JASPERを基盤とする)の実施 等 	こども・家庭支援課(障害児支援係)、こども療育センター
2-①-Bに統合	2-①-Bに統合	
② こども療育センターにおける発達障害児の療育・支援体制の充実	<p>発達障害児に対して障害特性に応じた専門性を持った療育を実施するため、こども療育センター内の児童発達支援センター等における発達障害児の受入れ体制等の充実を図る。</p> <p>(参考) 取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R6年度にこども療育センター(光町)で発達障害児通園クラスを開設予定 	こども・家庭支援課(障害児支援係)、こども療育センター

事業・取組	概要	担当
④ 地域における療育の充実に向けた専門研修等の実施	<p>●<u>児童発達支援（未就学児）及び放課後等デイサービス（就学児）を実施する事業所の専門スタッフを対象として、ソーシャルスキルトレーニング（子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを練習すること。）を学ぶ研修に加え、発達障害の評価から支援までの専門的な研修を実施する。【拡充】</u></p> <p>●<u>保育園等において発達障害児支援の中核となる保育士等を育成するため、発達障害の評価から支援までの、より専門的・実践的な研修を実施する。</u></p> <p>●<u>こども療育センター等の職員が障害児等療育支援事業や保育所等訪問支援において保育園等を訪問して助言等を行うことにより、保育園等における発達障害児支援の充実を図る。【新規】</u></p>	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター、障害自立支援課
⑤ 発達障害診断後の家族への研修の実施	<p>●<u>障害のある子どもの理解と対応や支援制度等について基礎的な研修を実施する。</u></p> <p>●<u>発達障害児の行動の特性を理解し、具体的で効果的な対処法（ペアレントトレーニング）を学ぶための実践的な研修を実施する。</u></p> <p>●<u>家庭等で発達障害児がタブレット型コンピュータ等のコミュニケーション・学習支援ツールなどを活用できるよう、導入方法や活用方法を家族が学ぶ講座を実施する。【新規】</u></p>	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター



事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
③ 地域における療育の充実に向けた事業所等職員及び保育士等の支援技術の向上等	<p>A <u>発達障害の支援に携わる障害福祉サービス事業所等の職員（以下「事業所等職員」という。）を対象として、ソーシャルスキルトレーニング（子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを練習すること。）を学ぶ研修に加え、発達障害の評価から支援までの専門的な研修を実施する。</u> (参考) 取組： ・ こども療育センター職員や事業所等職員を対象としたタブレット型PCを使った療育方法を学ぶ研修 ・ ソーシャルスキルトレーニングに必要な知識や技法を身に付けるための研修 ・ 具体的な支援方法や支援具作成、問題行動への対応等を学ぶ研修や当該研修受講職員の従事する事業所を訪問してのサポート ・ (今後の検討) 事業所等職員を対象としたペアレントプログラム研修の実施を検討しています。</p> <p>B <u>発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園等における発達障害児への気づきや関わり方などの一層の充実を図り、系統だてて学ぶための専門的・実践的な研修を実施する。(再掲)</u> ※ メインの掲載項目は3-(1)-①</p> <p>C <u>こども療育センター等の職員が障害児等療育支援事業や保育所等訪問支援において保育園等を訪問して助言等を行うことにより、保育園等における発達障害児支援の充実を図る。</u></p>	こども・家庭支援課（障害児支援係） 保育指導課、こども療育センター こども・家庭支援課（障害児支援係）、こども療育センター
④ 発達障害診断後の家族への支援	<p>A <u>障害のある子どもの理解と対応や支援制度等について基礎的な研修を実施する。</u></p> <p>B <u>発達障害児の行動の特性を理解し、具体的で効果的な対処法（ペアレントトレーニング）を学ぶための実践的な研修を実施する。</u></p> <p>C <u>家庭等で発達障害児がタブレット型コンピュータ等のコミュニケーション・学習支援ツールなどを活用できるよう、導入方法や活用方法を家族が学ぶ講座を実施する。</u></p>	こども・家庭支援課（障害児支援係）、こども療育センター こども・家庭支援課（障害児支援係） こども・家庭支援課（障害児支援係）

3 保育園等・幼稚園・学校及び地域における支援の充実

(現行の P. 2)

発達障害者及びその家族が円滑に社会生活を送るため、保育園等・幼稚園・学校において、こども療育センター等専門機関との連携や研修の実施等を図ることにより支援の専門性を向上させるとともに、地域において、生活支援、余暇活動の充実等に取り組みます。

(1) 保育園等

(現行の P. 7)

専門機関との連携の強化を図り、保育園等における支援の専門性を向上させるための研修を実施する。

3 保育園等・幼稚園・学校における支援の充実

発達障害児が学校生活や卒業後の社会生活を円滑に送ることができるよう、保育園等・幼稚園・学校において、こども療育センター等専門機関との連携や研修の実施等を図ることにより、支援の専門性を向上させるとともに、支援体制の充実に取り組みます。

(1) 保育園等

専門機関との連携の強化を図り、保育園等における支援の専門性を向上させるための研修を実施します。【保育指導課】

現状と課題

- ・ 保育園等において発達障害児や気になる子の増加に伴い継続的な対応が必要なケースが増加している。引き続き発達障害への理解を深め、発達障害児、気になる子及びその保護者に対して行う個別支援や関係機関との連携による的確で専門的な支援が必要とされている。

第1回連絡調整会議でいただいた御意見

- ・ 特になし。

事業・取組	概要	担当
① 発達障害児基礎研修会等の実施	発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園等における発達障害児への気づきや関わり方などの一層の充実を図り系統だてて学ぶ必要があるため、研修を実施する。	保育指導課、こども療育センター
② 発達支援コーディネーターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園等における発達障害児支援のリーダー）の養成講座を公私立保育園等において実施する。また、養成講座の内容は、医学・療育の進歩に伴い新たな情報も取り入れていくこととする。	保育指導課、こども療育センター

事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
① 発達障害児基礎研修会等の実施	発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園等における発達障害児への気づきや関わり方などの一層の充実を図り、 <u>ための専門的・実践的な</u> 研修を実施する。	保育指導課、こども療育センター
② 発達支援コーディネーターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園等における発達障害児支援のリーダー）の養成講座を公私立保育園等において実施する。また、養成講座の内容は、医学・療育の進歩に伴い新たな情報も取り入れていくこととする。	保育指導課、こども療育センター

3 保育園等・幼稚園・学校及び地域における支援の充実

(2) 幼稚園・学校

(現行の P. 7)

インクルーシブ教育システムの構築に向け、通常の学級に在籍する発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うための校内支援体制の整備・充実を図る。

3 保育園等・幼稚園・学校における支援の充実

(2) 幼稚園・学校

インクルーシブ教育システムの構築に向け、通常の学級に在籍する発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うための校内支援体制の整備・充実を図る。【教育委員会特別支援教育課】

現状と課題

- 発達障害等の幼児児童生徒数は年々増加している。これらの現状に対して、各幼稚園・学校において、園・校内の支援体制の質的向上を図るため個別の指導計画等の内容の充実を図ってきている。今後も、本人・保護者との合意形成を図りながら、他課とも連携して基礎的環境整備の充実や合理的配慮の提供に努めていく必要がある。

第1回連絡調整会議でいただいた御意見

- 担任教諭が特別支援コーディネーターを兼任しているので、専任にする等改善してほしい。
- 教育支援計画や指導計画の作成について、サポートファイルを活用して保護者と連携の取れた計画となるようにしてほしい
- 学習サポーターが付いていても学校と家庭との連携が取れていないケースがあるのではないか。
- 学校とうまく連携の取れない保護者への支援がどのようになっているのか教えてほしい。

事業・取組	概要	担当
① 専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施	大学教授、医師、学校関係者等からなる専門家チームを構成し、対象の幼児児童生徒への指導の充実と総合的な校内支援体制の整備のための指導・助言を行う。	教育委員会特別支援教育課
② 特別支援教育に係る指定校への支援	●小・中学校において、特別支援教育コーディネーターの専任化を図り、インクルーシブ教育システム構築に向けた校内体制づくり等に係る実践的な研究に取り組む「インクルーシブ教育システム構築実践指定校」の指定を行う。【拡充】 ●自閉症・情緒障害特別支援学級の指導の充実を目指す「特別支援学級研究推進校」の指定を行う。	教育委員会特別支援教育課
③-1 校内の指導体制の充実（特別支援教育コーディネーターの養成）	特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）に対して、必要な知識と実践力・指導力の育成を図るための研修会を開催する。	教育委員会特別支援教育課
③-2 校内の指導体制の充実（個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用）	適切な指導や必要な支援を行うための個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成・活用を促進する。	教育委員会特別支援教育課
③-3 校内の指導体制の充実（特別支援教育体制充実検討会議の開催）	小・中学校等における医療的ケア体制、インクルーシブ教育システムの構築、通級による指導を含む高等学校段階の特別支援教育の推進等、本市の特別支援教育の充実を図るための支援体制について検討する。	教育委員会特別支援教育課

事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
① 専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施	大学教授、医師、学校関係者等からなる専門家チームを構成し、対象の幼児児童生徒への指導の充実と総合的な校内支援体制の整備のための指導・助言を行う。	特別支援教育課
② 特別支援教育に係る指定校への支援	小・中学校において、特別支援教育コーディネーターの専任化を図り、インクルーシブ教育システム構築に向けた校内体制づくり等や特別支援学級における学級経営等に係る実践的な研究に取り組む「インクルーシブ教育実践研究校」の指定を行う。 削除	特別支援教育課
③ 校内の指導体制の充実	A 特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）に対して、必要な知識と実践力・指導力の育成を図るための研修会を開催する。	特別支援教育課
上記③に統合	B 適切な指導や必要な支援を行うための個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成・活用を促進する。	特別支援教育課
上記③に統合	C 小・中学校等における医療的ケア体制、インクルーシブ教育システムの構築、通級による指導、高等学校段階の特別支援教育の推進等、本市の特別支援教育の充実を図るための支援体制について検討する。	特別支援教育課

事業・取組	概要	担当
④ 管理職への理解・啓発の推進	発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について、また、特別支援教育に係る園・校内体制の整備・充実の具現化について、理解・啓発を図るために、管理職を対象に講演会を開催するとともに指導資料を作成・配付する。	教育委員会 特別支援教育課
⑤ 特別支援教育アシスタント事業の実施	肢体不自由及び発達障害等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍する学校に対し、特別支援教育アシスタントを配置し、学校生活における指導の補助及び安全確保等の支援を行う。	教育委員会 特別支援教育課



事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
④ 管理職への理解・啓発の推進	発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について、また、特別支援教育に係る園・校内体制の整備・充実の具現化について、理解・啓発を図るために、管理職を対象に講演会を開催するとともに指導資料を作成・配付する。	特別支援教育課
⑤ <u>学習サポーター</u> ・特別支援教育アシスタント事業の実施	<u>小中学校等の通常の学級に在籍する肢体不自由児への支援を行う特別支援教育アシスタント及び障害のある児童生徒等に限定せず学習支援を行う学習サポーター</u> を配置し、学校生活における指導の補助及び安全確保等の支援を行う。	特別支援教育課

3 保育園等・幼稚園・学校及び地域における支援の充実

(3) 地域

(現行の P. 2)

(3) 保育園等・幼稚園・学校及び地域における支援の充実

発達障害者及びその家族が円滑に社会生活を送るため、保育園等・幼稚園・学校において、こども療育センター等専門機関との連携や研修の実施等を図ることにより支援の専門性を向上させるとともに、地域において、生活支援、余暇活動の充実等に取り組みます。

(4) 就労支援の充実

発達障害者の就職や職場定着を促進するため、関係機関との連携強化を図るとともに、障害の特性等に応じた適切な職場実習などの支援の充実に取り組みます。

(現行の P. 9)

発達障害者が円滑に社会生活を送るための訓練を行うとともに、生活支援及び余暇活動の充実に取り組む。

4 地域生活支援及び就労支援の充実

削除

※ 現行の取組の柱3の「(3) 地域支援」及び柱4「就労支援の充実」を統合し、新柱4「地域生活支援及び就労支援の充実」としました。

発達障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、関係機関との連携強化の下、障害の特性に応じた生活環境整備のほか発達障害者やその家族への生活支援の充実とともに、就労に向けた支援に取り組みます。

【障害自立支援課・こども・家庭支援課（障害児支援係）・発達障害者支援センター】

現状と課題

- ・ 発達障害者及びその家族の多くは、親亡き後や親が病気で動けなくなった時などのことを不安に思っており、発達障害者が地域で自立した社会生活を送るための支援に取り組む必要がある。
- ・ 発達障害者が円滑に社会生活を送るために、人との関わり、マナー等基本的な生活習慣が学べる場が求められている。
- ・ 親亡き後の生活等発達障害者が安心して地域生活を送るためには、発達障害者支援事業だけでなく、他の社会福祉施策と一緒にその方策を考えていく必要がある。
- ・ 発達障害者の就労支援については、ハローワーク等の相談機関や障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等、就労に特化した機関やジョブライフ・サポーターによる支援が広がっている現状である。
- ・ 発達障害者支援センターは、相談者に対しては各機関の利用に関する情報提供、各機関とは引き続き事業協力や個別支援の中で連携を行う必要がある。
- ・ 発達障害者について、就労前に、就労に必要なマナーの習得や自分の適性、就労のイメージなどの理解を促進する取組を行う必要がある。
- ・ また、発達障害者を雇用する企業について、発達障害の特性の理解や、職務や環境面での調整等を行う必要性についての理解を促進する取組が必要である。
- ・ 発達障害者が仕事を続けていくために必要な支援として、ジョブコーチによる支援、相談支援等が求められている。
- ・ 就労支援に関わる機関が多いことから、利用者が適切な機関を選択しやすくするため、それぞれの機関の支援対象者や提供している支援の内容を分かりやすく整理して情報提供する取組を継続する必要がある。

第1回連絡調整会議でいただいた御意見

- ・ 宿泊型の訓練は実施されているのか（必要なのではないか）。
- ・ 知的障害者の宿泊訓練等を（市手をつなぐ育成会が）委託で実施している。対象者に発達障害者を加えてはどうか。
- ・ 「生活応援セミナー」の開催日が水曜日となっているが土日等曜日の変更も検討されてはどうか。
- ・ ドロップアウト等のアプリやPECSを活用するなどの手段を検討しつつ、発達障害者が（他者と）意思疎通できるよう、もっと支援を充実させてほしい。
- ・ チラシ等を配付するだけでは理解につながりにくいので、発達障害者本人へ避難所での過ごし方等を知らせる等の対面講座や、防災士の研修等において障害疑似体験講座等で障害特性を知っていただくなどの取組が必要ではないか。
- ・ （高校卒業後に就労を選んだ場合など、どこに繋がっているのか分からなくて困っているケースもある。）発達障害者支援センターや障害者就業・生活支援センター等の支援機関の周知（発信）をお願いしたい。

事業・取組	概要	担当
① 発達障害者社会的スキル訓練の実施	発達障害者を対象として、社会生活の中で人間関係や集団行動を営んでいくための技能訓練（ソーシャルスキルトレーニング）を実施する。	こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター
② 発達障害者生活訓練の実施	●発達障害者が円滑に社会生活を送ることができるようにするため、買い物、調理実習、公共交通機関の利用の仕方、マナー等の生活訓練プログラムを実施する。 ●発達障害者が円滑に日常生活を送ることができるようにするため、片付けセミナー等を実施する。【新規】	こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター、 精神保健福祉課
③ コミュニケーション支援の充実	●市民や事業所等に対し、コミュニケーション支援ボードの活用について周知を図る。 ●発達障害者が自ら使用することができる携帯用コミュニケーションカードや携帯電話用アプリケーション等の情報を収集し、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）等で発達障害者やその家族、支援者等に情報提供する。	こども・家庭支援課
④ 余暇活動等を支援するボランティアの育成	大学、社会福祉協議会、NPO法人等と連携し、スポーツなどの余暇活動等の支援や講演会参加時の託児などを行うボランティアを育成する。	こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター、 こども療育センター

事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
① 日常生活の質の向上につながる支援 ※現行3-①と②を統合	A 発達障害の支援に携わる事業所等職員を対象として、ソーシャルスキルトレーニング（子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを練習すること。）を学ぶ研修や、支援技術の向上・支援体制の強化につながる実践的な研修等を実施する。（再掲） ※ メインの掲載項目は2-③-A B 発達障害者が円滑に日常生活を送ることができるようにするため、研修等を実施する。 (参考) 取組： ・ 発達特性による生活上の困りごとをテーマに理解を深めていく勉強会「生活応援セミナー」の開催 ・ 適切に身の回りの整理整頓を行い、円滑に日常生活を送るための「整理収納講座」の開催 ・ (今後の検討) 発達障害者を対象とした生活自立訓練事業として、現行の知的障害者を対象とした同事業をベースに検討を行う。	こども・家庭支援課 (障害児支援係) こども・家庭支援課 (障害児支援係)、 発達障害者支援センター
4-①-Bに統合	上記4-①-Bに文言を修正して移動	
	上記4-①-Bに文言を修正して移動	
② コミュニケーション支援の充実	市民や事業所等に対し、コミュニケーション支援ボードの活用について周知を図る。また、円滑な意思疎通が可能となるよう、様々なコミュニケーション手法及びその活用方法の情報を収集し、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）等で発達障害者やその家族、支援者等に周知することにより、活用を促す。 (参考) 取組： ・ (今後の検討) 増谷委員から情報を頂いた「DroPTaP」や「PECS」については関係課と概要等について情報を共有したところです。今後、活用の有無やその方法について検討を行っていただければと考えています。 上記4-②に統合	こども・家庭支援課 (障害児支援係)
下記4-③に統合	下記4-③に統合	

事業・取組	概要	担当
⑤ 交流の促進【新規】	発達障害者が交流できる機会を提供するなど、交流の促進を図る。	こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター
⑥ 災害時における発達障害者への支援の周知	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニケーション支援ボード（災害編）や発達障害者を対象とした防災に関するハンドブック等について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するとともに、市民講演会等での情報提供を行うことにより、災害時における発達障害者への支援について周知を図る。 ● 地域の身近な支援者である民生委員等に対して、<u>災害時の支援について周知を図る。</u>【拡充】 	こども・家庭支援課



事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
③ 交流の促進	<p>発達障害者が<u>周りの人々と交流し円滑に日常生活を送ることができるよう支援し</u>、交流の促進を図る。<u>また、大学、社会福祉協議会やNPO法人等と連携し、活動を支援するボランティアを育成する。</u></p> <p>(参考) 取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (今後の検討) 障害の特性に応じたコミュニケーションが取れる市民等を増やしていくため、発達障害者も当事者として参加する形での講座等を検討しています。 	こども・家庭支援課 (障害児支援係)
④ 災害時における発達障害者への支援の促進	<p>A <u>コミュニケーション支援ボード（災害編）や発達障害者を対象とした防災に関するハンドブック等について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するとともに、市民講演会等での情報提供を行うことにより、災害時における発達障害者への支援について周知を図る。</u></p> <p>B <u>災害等の非常時に適切な支援が行えるよう、地域の身近な支援者である民生委員等に対して、コミュニケーション支援ボード（災害編）の配付や障害の特性について理解を深めてもらう取組を実施する。</u></p>	こども・家庭支援課 (障害児支援係)
⑤ 関係機関の連携による就労支援の充実 ※ 現行4-③をここに移動	<p>A <u>相談支援機関、就労支援機関、就労先等の連携による相談、就労、職場定着等の支援を充実する。</u></p> <p>B <u>障害者職業センターが実施する発達障害者を対象とした就労支援プログラムにおいて、発達障害者支援センターが「発達障害の特性」に関する講習会を実施する。</u></p>	障害自立支援課、精神保健福祉課、発達障害者支援センター
⑥ 市職員、公共施設等職員、企業等従業員への啓発研修等の実施（再掲） ※ 現行4-④をここに移動	<p><u>各区相談窓口等の市職員、公共施設等職員、企業等従業員を対象として、発達障害に関する理解と対応等についての研修等を行う。（再掲）</u></p> <p>※ メインの掲載項目は6-②</p>	障害自立支援課、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター
⑦ 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化（再掲）	<p><u>発達障害者が可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられる体制を整備するため、発達障害者地域支援マネジャーの発達障害者支援センターへの配置を進め、地域の相談支援機関等との協力関係を構築する。（再掲）</u></p> <p>※ メインの掲載項目は5-⑨</p>	発達障害者支援センター
⑧ 強度行動障害を有する者への支援体制の整備（再掲）	<p><u>自閉スペクトラム症や知的障害の方で強度行動障害を有する者へ適切な環境調整や支援が継続的に提供されるよう、地域の支援体制整備を進める。（再掲）</u></p> <p>※ メインの掲載項目は5-⑩</p>	こども・家庭支援課 (障害児支援係)、障害自立支援課、精神保健福祉課、発達障害者支援センター

4 就労支援の充実

関係機関との連携強化を図るとともに、障害の特性等に応じた適切な職場実習や職場定着などの支援の充実に取り組む。

削除（上記「4 地域生活及び就労支援の充実」に統合）

「4 地域生活及び就労支援の充実」に統合

現状と課題

- ・発達障害者の就労支援については、ハローワーク等の相談機関や障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等、就労に特化した機関やジョブライフ・サポーターによる支援が広がっている現状である。
- ・発達障害者支援センターは、相談者に対しては各機関の利用に関する情報提供、各機関とは引き続き事業協力や個別支援の中で連携を行う必要がある。
- ・発達障害者について、就労前に、就労に必要なマナーの習得や自分の適性、就労のイメージなどの理解を促進する取組を行う必要がある。
- ・また、発達障害者を雇用する企業について、発達障害の特性の理解や、職務や環境面での調整等を行う必要性についての理解を促進する取組が必要である。
- ・発達障害者が仕事を続けていくために必要な支援として、ジョブコーチによる支援、相談支援等が求められている。
- ・就労支援に関わる機関が多いことから、利用者が適切な機関を選択しやすくするため、それぞれの機関の支援対象者や提供している支援の内容を分かりやすく整理して情報提供する取組を継続する必要がある。

第1回連絡調整会議でいただいた御意見

- ・「生活応援セミナー」の開催日が水曜日となっているが土日等曜日の変更も検討されてはどうか。
- ・（高校卒業後に就労を選んだ場合など、どこに繋がっているのか分からなくて困っているケースもある。）発達障害者支援センターや障害者職業・生活支援センター等の支援機関の周知（発信）をお願いしたい。

事業・取組	概要	担当
① 就労に向けた生活訓練の充実	就労移行支援事業所等を利用している発達障害者に対する支援の充実を図るため、発達障害者支援センターが実施している生活訓練プログラム等を活用して、当該事業所等に対し、助言や協力を行う。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、障害自立支援課、精神保健福祉課
② 発達障害者就労準備支援の実施	就労に必要な社会性や対人関係能力、体力、持久力、作業能力などの基礎づくりを図るとともに、協力事業所に対して発達障害の理解の向上を図るため、発達障害者を対象に、協力事業所での実習を実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター
③ 関係機関の連携による就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援機関、就労支援機関、就労先等の連携による相談、就労、職場定着等の支援を充実する。 ●障害者職業センターが実施する発達障害者を対象とした就労支援プログラムにおいて、発達障害者支援センターが「発達障害」、「社会資源」、「生活支援」に関する講習会、学習会を実施する。 ●労働局・ハローワークが実施する企業に雇用されている方を対象とした発達障害の理解と対応に関する養成講座において、発達障害者支援センターの職員が講師として講座を実施する。【新規】 ●発達障害者支援センター、障害者職業センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターがそれぞれの役割に従い、発達障害者に効率的に就労支援を行う。 	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、障害福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課

事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
新4-①に移動	<ul style="list-style-type: none"> （今後の検討）発達障害者を対象とした生活自立訓練事業として、現行の知的障害者を対象とした同事業をベースに検討を行う 	
削除	削除	
新4-⑤に移動・一部を6-②に統合	<ul style="list-style-type: none"> 新4-⑤-Aに移動 新4-⑤-Bに移動 6-②に統合 新4-⑤-Aに統合 	

事業・取組	概要	担当
④ 企業に対する普及・啓発【新規】	企業向けセミナー等で発達障害の特性や発達障害者を雇用する際に配慮すべきことなどを周知する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、障害自立支援課



事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
新4-⑥に移動・6-②に統合	新4-⑥に移動(再掲)・6-②に統合	

5 相談支援の充実

(現行の P. 2)

発達障害者及びその家族に対して適切な助言や情報提供を行うため、相談支援事業所の周知や研修を通じた相談員等の質の向上を図ることなどにより、相談支援体制を充実させるとともに、関係機関が連携して連続性のある支援が行えるような仕組みづくりに取り組めます。

(現行の P. 11)

発達障害者及びその家族に対して、適切な助言や情報提供等を行う相談の場を充実させるとともに、関係機関が連携して連続性のある支援を行う。

5 相談支援の充実

発達障害者及びその家族に対して、適切な助言や情報提供等を行う相談の場を充実させるとともに、**安心して自立した地域生活を送るために**関係機関が連携して連続性のある支援を行います。

【こども・家庭支援課（障害児支援係）・発達障害者支援センター】

現状と課題

・相談支援の充実のためには、発達障害者支援事業だけでなく、他の社会福祉施策と一緒にその方策を考えていく必要がある。

第1回連絡調整会議でいただいた御意見

- ・市 HP に掲載するだけでなく、療育センター・各区で紹介すること等も必要と思う。
- ・療育センターと各地域の相談支援事業所等が連携を取って相談窓口を情報提供していくことが必要と思う。
- ・聴き取りシートは作成されていないが、利用できればより良い支援に繋がるのではと思う。
- ・ペアレントメンター制度の実施について、R4年度までは実施できていないが、今年度は実施してほしい。

事業・取組	概要	担当
① 相談支援事業所の周知	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児及び障害者の支援を行う相談支援事業所などについて、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載する。 ●また、各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。 	こども・家庭支援課
② 発達障害者相談支援従事者研修の実施	相談支援事業所等の職員及び行政機関相談従事者に対して、身近な地域において的確な相談支援が可能となるよう、特性のアセスメントや支援方法のプランニングなどの研修を実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター
③ 相談窓口用聴き取りシートの作成・導入【新規】	発達障害者の相談窓口の職員が発達障害の特性等をその場で簡便に聴き取り、的確な相談対応などに使用できる聴き取りシートを作成し、導入する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター

事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
① 相談支援事業所の周知	<p>障害児及び障害者の支援を行う相談支援事業所などについて、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するとともに、各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。</p> <p>上記5-①に統合</p>	こども・家庭支援課（障害児支援係）
② 相談支援事業所等における相談支援の充実	相談支援事業所等の職員に対して、身近な地域において的確な相談支援が可能となるよう、特性のアセスメントや支援方法のプランニングなどを 内容とする発達障害者相談支援従事者研修 を実施する。	発達障害者支援センター
③ 相談窓口用聴き取りシートの作成・導入	発達障害者の相談窓口の職員が発達障害の 特性を その場で簡便に聴き取り、的確な相談対応などに使用できる聴き取りシートを作成し、導入する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）

事業・取組	概要	担当
④ ペアレントメンター制度の実施【新規】	発達障害のある子どもの子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けた保護者などに対して相談や助言を行う「ペアレントメンター制度」を実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター
⑤ 発達障害者オープン相談の場の運営	発達障害者を対象として、人と関わることのできる機会を提供するとともに、発達障害者が持つ悩みや不安に対する相談支援等を行う。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター
⑥ 継続した支援を行うためのツールの活用	支援が必要となる発達障害者等のプロフィール、こども療育センターでの支援内容等を保護者が書き綴り、関係機関（医師、学校の教師等）に提示できるサポートファイルをこども療育センター等で保護者に配付するとともに、サポートファイルの意義や書き方などの研修会を開催する。	こども・家庭支援課
⑦ 関係機関の連携による支援の実施	発達障害者支援センターが相談を受けているケース等について、ケース会議等に参加し、支援の方向性などについて関係機関と検討し、連携して支援を行う。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター



事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
④ 発達障害者家族の集い等の開催 ※ 現行の6-③からここに移動	<p>A 18歳未満の発達障害児の家族を対象として、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換ができる場（発達障害者家族の集い）を提供する。</p> <p>B 18歳以上の発達障害者の家族を対象とした情報交換ができる場（思春期～成人期発達障害者家族の集い）を提供する。</p> <p>C 思春期、青年期の発達障害者の家族等を対象に、心の理解や日常的な相談援助の方法などに関する講座を開催する。</p>	<p>こども・家庭支援課（障害児支援係）、発達障害者支援センター</p> <p>発達障害者支援センター</p> <p>こども・家庭支援課（障害児支援係）</p>
⑤ ペアレントメンター制度の実施	発達障害のある子どもの子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けた保護者などに対して相談や助言を行う「ペアレントメンター制度」を実施する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）、発達障害者支援センター
⑥ 発達障害者オープン相談の場の運営	発達障害者を対象として、人と関わることのできる機会を提供するとともに、発達障害者が持つ悩みや不安に対する相談支援等を行う。	こども・家庭支援課（障害児支援係）、発達障害者支援センター
⑦ 継続した支援を行うためのツールの活用	支援が必要となる発達障害者等のプロフィール、こども療育センターでの支援内容等を保護者が書き綴り、関係機関（医師、学校の教員等）に提示できるサポートファイルをこども療育センター等で保護者に配付するとともに、サポートファイルの意義や書き方などの研修会を開催する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）
削除	削除	

事業・取組	概要	担当
⑧ 情報提供の充実	市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」において、発達障害者への支援に関する情報（医療費補助等の福祉制度、相談支援事業所等の相談窓口、就労支援の取組等）を集約し、リソースマップとして掲載したり、パンフレットに相談支援機関の一覧を掲載するなど情報提供の充実を図る。	こども・家庭支援課



事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
⑧ 情報提供の充実 (再掲)	市民と市政などの広報紙及び市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」、「特別支援教育」等に、発達障害の特性、広島市の取組等を分かりやすく掲載する。 併せて、発達障害者への支援に関する情報（医療費補助等の福祉制度、相談支援事業所等の相談窓口、就労支援の取組等）を集約し、必要な情報に簡単にたどり着けるよう、「発達障害支援ネットひろしま」を整備する。(再掲) ※ メインの掲載項目は6-④	こども・家庭支援課（障害児支援係）、特別支援教育課
⑨ 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化	発達障害者が可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられる体制を整備するため、発達障害者地域支援マネジャーの発達障害者支援センターへの配置を進め、地域の相談支援機関等との協力関係を構築する。	発達障害者支援センター
⑩ 強度行動障害を有する者への支援体制の整備	自閉スペクトラム症や知的障害の方で強度行動障害を有する者へ適切な環境調整や支援が継続的に提供されるよう、地域の支援体制整備を進める。	こども・家庭支援課（障害児支援係）、障害自立支援課、精神保健福祉課、発達障害者支援センター

6 発達障害についての理解の促進と社会的障壁の除去の推進

(現行の P. 2)

発達障害について市民、企業等の理解を促進するため、講演会の開催等普及啓発の充実に取り組むとともに、社会的障壁の除去に向けた取組を推進します。

(現行の P. 12)

発達障害の特性、発達障害者及びその家族が抱える困難さ、発達障害者との関わり方等発達障害について市民の理解を促進するための講演会等を開催するとともに、発達障害者の家族の障害受容や社会的障壁の除去に向けた取組を行う。

6 発達障害についての理解の促進と差別解消等に向けた取組の推進

発達障害の特性、発達障害者及びその家族が抱える困難さ、発達障害者との関わり方等発達障害について市民の理解を促進するための講演会等を開催するとともに、差別解消等に向けた取組を行います。

【障害福祉課・こども・家庭支援課（障害児支援係）・特別支援教育課・発達障害者支援センター】

現状と課題

- 発達障害の認知度は高まりつつあるものの、個人ごとに特性は異なることや外見からでは分かりにくい部分もあるため、認知度の高まりが必ずしも理解に結びついていない状況があることから、より理解の促進を図るための方法を検討していく必要がある。
- 発達障害の理解の促進については、市民、公的機関や相談支援事業所等の職員、家族に向けた取組を行ってきたが、必ずしも飛躍的に理解が進んでいない状況である。単発の啓発イベントだけでは広がりが見込めないため、効果的な啓発方法を検討する必要がある。

第1回連絡調整会議でいただいた御意見

- 座学での講演会も勉強になるが、体験型の講座などで興味を持ってもらうことも必要ではないか。
- 疑似体験イベントも理解促進の一つの手だてではないか。

事業・取組	概要	担当
① 啓発イベントの実施	<p>●市民を対象として、発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害者との関わり方等について理解を促進するために、関係機関との連携のもと専門家による講演会を実施する。</p> <p>●世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に関連して、広島城のブルーライトアップ等を実施する。</p>	こども・家庭支援課、教育委員会特別支援教育課、発達障害者支援センター
② 市職員、公共施設等職員、企業等職員への啓発研修の実施	<p>●各区相談窓口等の市職員を対象として、大人の発達障害に関する理解と対応等についての研修やパンフレットの配付等を行う。</p> <p>●スポーツ、文化施設をはじめとする公共施設等の職員及び企業・事業所の職員を対象として、発達障害に関する理解と対応等についての研修やパンフレットの配付等を行う。</p>	精神保健福祉センター、こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター

事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
① 啓発イベントの実施	A 市民を対象として、「強度行動障害」などを含めた発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害者との関わり方等について理解を促進するために、関係機関との連携のもと専門家による講演会を実施する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）、特別支援教育課、発達障害者支援センター
	B 世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に関連して、広島城のブルーライトアップ等を実施する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）
② 市職員、公共施設等職員、企業等従業員への啓発研修等の実施	各区相談窓口等の市職員、公共施設等職員、企業等従業員を対象として、発達障害に関する理解と対応等についての研修等を行う。	障害自立支援課、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター
	上記6-②に統合	

事業・取組	概要	担当
③ 発達障害者家族の集い等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳未満の発達障害者の家族を対象として、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換ができる場（発達障害者家族の集い）を提供する。 ●18歳以上の発達障害者の家族を対象とした情報交換ができる場（成人期発達障害者家族の集い）を提供する。 ●思春期、青年期の発達障害者の家族を対象に、心の理解や日常的な相談援助の方法などに関する講座を開催する。【新規】 	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター
④ パンフレット等の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害についての入門的な啓発用パンフレットを作成し、研修会等での配布及び公共施設等への設置を行う。 ●発達障害者への具体的な対応例を掲載したパンフレットを作成し、研修会等での配布及び公共施設等への設置を行う。 ●発達障害者やその家族がどこに行けばどのような支援、サービスを受けることができるのかをまとめた小冊子を作成し、配布する。 	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター
⑤ 情報発信	市民と市政などの広報紙及び市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」、「特別支援教育」等に、発達障害の特性、広島市の取組等を掲載する。	こども・家庭支援課、教育委員会特別支援教育課
⑥ 障害者差別解消法の周知【新規】	障害者差別解消法に基づく社会的障壁の除去や合理的配慮の提供等について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するなど、周知を図る。	こども・家庭支援課、障害福祉課

事業・取組	概要 ※(参考)については、プログラム本文には記載しない	担当
5-④に掲載位置を変更)	5-④に掲載位置を変更	
	5-④に掲載位置を変更	
	5-④に掲載位置を変更	
③ 小冊子等の作成	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>発達障害者やその家族がどこに行けばどのような支援、サービスを受けることができるのかをまとめた小冊子（リソースブック）を作成し、市ホームページへ掲載する。</p>	こども・家庭支援課（障害児支援係）
④ 情報提供の充実	<p>市民と市政などの広報紙及び市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」、「特別支援教育」等に、発達障害の特性、広島市の取組等を分かりやすく掲載する。</p> <p>併せて、発達障害者への支援に関する情報（医療費補助等の福祉制度、相談支援事業所等の相談窓口、就労支援の取組等）を集約し、必要な情報に簡単にたどり着けるよう、「発達障害支援ネットひろしま」を整備する。</p>	こども・家庭支援課（障害児支援係）、特別支援教育課
⑤ 障害者差別解消法等の周知	障害者差別解消法や令和2年10月に施行した広島市障害者差別解消推進条例について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するなど、周知を図る。	障害福祉課、こども・家庭支援課（障害児支援係）